

各支部長・各専門部長 様

千葉県教職員組合 中央執行委員長 渡邊 郁哉

# 定年引上げにかかる「情報提供・意思確認」 の実施についての通知発出！

各支部・各専門部の連日のとりくみに敬意を表します。

県教委より「定年引上げにかかる「情報提供・意思確認」の実施について（通知）」が発出されました。情報提供については、研修動画が1月30日～2月28日まで千葉県公式セミナーにて限定配信されています。URLについては、所属長に確認してください。

情報提供の概要は下記の通りです。詳細につきましては「職場討議資料」や研修動画で確認してください。

## ＜地方公務員法の一部改正に伴う60歳以降の働き方について＞（抜粋）

○段階的な定年年齢の引上げ

⇒来年度から2年ごとに定年年齢が1歳ずつ引上げられる。

○定年前再任用短時間勤務の導入

⇒任期は60歳から新しい定年退職日まで。全ての職種が対象。

※学校現場の特性上、短時間勤務職員が配置できない場合もある。

○情報提供・意思確認について（59歳になる年度に行う）

⇒60歳以後の任用、給与、制度等について。

※意思確認について法律的效果はなく、意思確認後の変更は認められる。

○定年年齢の引き上げに伴う給与や手当について

⇒（給与）60歳時の給与の7割

※臨時的任用職員や非常勤職員は7割の対象にはならない。

⇒（手当）60歳前と同額のものや7割水準による給料月額等に連動するものがある。

○退職手当について

⇒60歳の年度末の退職手当と61歳以降の退職手当を分けて計算

※定年延長することで退職手当が減ることはありません。（ピーク時特例）

千教組は今後も「定年引上げ」に係る賃金や手当の改善にむけて交渉や協議を重ねていきます。

各支部・各専門部におかれましては、各分会の組合員の皆様への周知をお願いいたします。今後とも、組合員の皆様と子どもたちのために、とりくみを強めてまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。